

岡崎市居住安定援助賃貸住宅事業認定等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業に関する事務（以下「認定等事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び共同省令に定めるものによる。

(認定の申請)

第3条 法第40条第1項の居住安定援助計画の認定を申請しようとする者は、共同省令第5条に定める居住安定援助計画認定申請書（以下「申請書」という。）に法第40条第3項の規定に基づき、共同省令第8条各号に定めるものを添付し、居住サポート住宅情報提供システム（以下「情報提供システム」という。）により岡崎市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

(認定の通知)

第4条 市長は、法第43条第1項の規定により、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）を認定を受けた者に通知する。

2 前項による認定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

(変更の認定の申請)

第5条 認定事業者は、法第44条第1項の規定により、居住安定援助計画の変更をするときは、共同省令第22条第1項に定める居住安定援助計画の変更申請書に同条第2項に定めるものを添付し、情報提供システムにより市長に提出するものとする。

2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

(軽微な変更の届出)

第6条 認定事業者は、共同省令第21条第1項に掲げる軽微な変更をするときは、

同条第2項の規定により、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（様式第2号）を情報提供システムにより市長に提出するものとする。

- 2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

（変更の認定の通知）

第7条 市長は、法第44条第2項に基づき、法第43条の規定により、居住安定援助計画の変更通知書（様式第3号）を認定を受けた者に通知する。

（事業の廃止）

第8条 認定事業者は、法第44条第3項に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、事業の廃止をする前に、事業を廃止する認定住宅の入居者に対して生活の安定を図るために必要な支援につなぐ等の措置を講じなければならない。

- 2 認定事業者は、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、共同省令第23条第1項の規定により、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書を情報提供システムにより市長に提出するものとする。
- 3 前2項による措置や申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

（地位の承継に係る承認）

第9条 認定事業者は、法第45条の承認を受けるときは、共同省令第24条に定める認定事業者の地位の承継に係る承認申請書に、同条に定める書類等を添付し、情報提供システムにより市長に提出するものとする。

- 2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

（地位の承継に係る承認の通知）

第11条 市長は、共同省令第24条の規定に基づく申請について、法第45条の承認をした場合は、認定事業者の地位の承継の承認について（通知）を承認を受けた者に通知する。

（定期報告）

第12条 認定事業者は、法第49条の定期報告をするときは、共同省令第30条第2項に定める居住安定賃貸援助賃貸住宅事業定期報告書を情報提供システムにより市長に提出するものとする。

- 2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

(目的外使用に係る承認)

第 13 条 認定事業者は、法第 50 条第 1 項の承認を受けるときは、共同省令第 32 条に定める目的外使用に係る承認申請書を情報提供システムにより市長に提出するものとする。

2 前項による申請が困難な場合における事務取扱については、市長と協議し、定めるものとする。

(目的外使用に係る承認の通知)

第 14 条 市長は、共同省令第 32 条の規定に基づく申請について、法第 50 条第 1 項の承認をした場合は、目的外使用に係る承認通知書(様式第 4 号)を承認を受けた者に通知する。

(報告徴収)

第 15 条 市長は、法第 54 条第 1 項の規定により、認定事業者又は管理受託者(以下「認定事業者等」という。)に対し居住安定援助賃貸住宅事業の業務その他市長が必要と認める内容について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告の徴収は、居住安定援助賃貸住宅事業報告依頼書(様式第 5 号)を認定事業者等に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた認定事業者等は、市長が指定する日までに、居住安定援助賃貸住宅事業報告書(様式第 6 号)を提出するものとする。

(立入検査)

第 16 条 市長は、前条に規定する報告徴収の内容に疑義がある場合その他市長が必要と認めるときは、法第 54 条第 1 項の規定により、立入検査を実施することができる。

2 前項の規定による立入検査を実施する場合は、居住安定援助賃貸住宅事業立入検査通知書(様式第 7 号)を認定事業者等に対して、事前に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善命令)

第 17 条 市長は、法第 55 条の規定により、改善に必要な措置を命ずるときは、居住安定援助賃貸住宅事業指示通知書(様式第 8 号)を認定事業者に通知する。

2 前項の規定により必要な措置をとるべきことを指示された認定事業者は、速やかに措置を講じ、居住安定援助賃貸住宅事業是正事項報告書(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消しの通知)

第 18 条 市長は、法第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定により、認定を取り消す場合は、同条第 3 項に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業認定取消通知書（様式第 10 号）を認定事業者であった者に通知する。

2 共同省令第 38 条に規定するその他の適切な方法は、岡崎市公告式条例（昭和 25 年岡崎市条例第 26 号）第 4 条 2 項において準用する同条第 2 条第 2 項に基づき、岡崎市役所掲示場に掲示することとする。

（事務処理）

第 19 条 認定等事務のうち認定の申請があった場合（変更の認定、地位の継承に係る承認、目的外使用に係る承認を含む。以下「認定事務」という。）は、次の各号に定める審査分担とし、住環境政策課及びふくし相談課の双方で審査を行う。

(1) 法第 41 条第 1 号から第 5 号及び 8 号の基準については、住環境政策課が審査をする。

(2) 法第 41 条第 6 号及び第 7 号の基準については、ふくし相談課が審査をする。

2 前項による認定事務について、審査以外の事務は住環境政策課が処理し、ふくし相談課はこれを補助することとする。

3 前 2 項のほか、認定等事務に必要な事項は、住環境政策課及びふくし相談課で協議し、定めるものとする。

（標準処理期間）

第 20 条 認定の審査に係る標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

申請の種類	処理期間
居住安定援助計画の認定申請	60 日
居住安定援助計画の変更申請	60 日
認定事業者の地位の継承に係る承認申請	30 日
目的外使用に係る承認申請	30 日

※休日、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数は含めない。